



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

山崎 恭裕 さま

(やまざき やすひろ)

当社が開発・販売を手がけております投資用一棟売賃貸マンションは、おかげさまで発売以来、多くのお客様にご好評いただいております。

全社員が、お客様に最適な提案ができますよう常に勉強を怠らず、お客様に喜びと感動を与えられるよう日夜精進するを経営理念として、これからも多くのお客様に満足していただける商品を提供し続けたいと思っております。

お客さま紹介

株式会社 山忠 (URL: <http://www.yamachuu.co.jp/>)

◎会社概要

設立は平成3年3月、本店は愛知県海部郡大治町三本木柳原112番地の3。

インベストメント事業(投資用一棟売賃貸マンションの開発販売事業)、ソリューション事業(不動産売買仲介及び不動産買取販売、コンサルティング、戸建住宅等の開発販売、アパート建築請負、注文住宅)、マネジメント事業(アセットマネジメント業務受託事業、貸テナ事業、事業用借地建物賃貸事業)を手がけています。

◎得意分野(商品紹介等)

今回ご紹介する株式会社山忠様の不動産事業の特徴は、投資用一棟売賃貸マンションの開発販売事業です。

投資用一棟売賃貸マンションの開発販売事業とは、収益対象としての不動産への投資を行い、取得した不動産の再生等により付加価値を高めたいうで投資家に売却する事業です。

不動産を流動化し金融商品として販売することにより、全国の富裕層の皆様から「年金・銀行・所得税・相続贈与税対策」商品としても高い評価を受けています。

不動産は大きな買い物ですが、株式会社山忠様は、不動産の総合コンサルタントとして、お客様のニーズをあらゆる角度から検討し、お客様とともに企画から建設、販売、管理までを総合的にプロデュースし、お客様の満足を得ていらっしゃいます。

社長をはじめ従業員の方々も若々しく活気に溢れる、成長著しい企業です。

朝日担当者
土井 竜二



話題の言葉

Y世代【ジェネレーションY】とは、1980年以降に生まれたアメリカの若者のことです。アメリカでは、1960年～1974年の世代がX世代と呼ばれ、その次の世代ということからY世代と呼ばれるようになりました。

日本におけるY世代は、1976年生まれ以降のポストバブル世代にあたり、インターネットや携帯電話を青年時代からコミュニケーションツールとして活用していることなどから、それ以前の世代とは、大きく異なる特徴をもっています。Y世代は今日までに、フリーター、ニートなど、様々なライフスタイルを生み出してきましたが、その背景にあるのは、この世代の価値観の中心である「個性」「自分らしさ」によるものだとされています。(梶川)

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (従業員への食事の支給)

当社は、従業員に対して弁当を出前して昼食を支給しています。月額8,000円のうち半分の4,000円を従業員の給料から天引きし、残りの4,000円を会社側で負担しています。会社負担分は給与として課税されますか。

Answer

従業員が食費の半額以上を負担していますが、貴社の負担額が3,500円を超えているため、食事の価額8,000円と従業員負担額4,000円との差額4,000円が給与として課税されることとなります。

解説



役員や使用人に支給する食事は、以下の二つの要件をどちらも満たしていれば、給与として課税されません。

(1)役員や使用人が食事の価額の50%以上を負担していること。

(2)会社の負担額が1か月当たり3,500円以下であること。

この場合の会社側の負担額が3,500円以下であるかどうかは、食事の価額から役員や使用人の負担している金額を差し引いた残額に105分の100を乗じた金額により判定します。

また、食事の価額とは、

(1)弁当などを取り寄せて支給している場合には、業者に支払う金額。

(2)社内食堂で会社が作った食事を支給している場合には、食事の材料費や調味料など食事を作するために直接かかった費用の合計額。

を言います。

なお、現金で食事代の補助をする場合には、深夜勤務者に夜食の支給ができないために1食当たり300円以下の金額を支給する場合を除き、補助をする全額が給与として課税されます。

また、残業や宿日直を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

ご質問の場合、従業員が食事の価額の50%以上を負担していますが、貴社の負担額が3,500円を超えるため、従業員の給与として課税されることとなります。

根拠条文等

所得税法 第36条(収入金額)

所得税法基本通達36-24(課税しない経済的利益・残業又は宿日直をした者に支給する食事)、36-38(食事の評価)、36-38の2(食事の支給による経済的利益はないものとする場合)